

知的財産登録局 (グアテマラ) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要	収録済
国内段階の手続	情報は現在準備中

略語のリスト

国内官庁： 知的財産登録局 (グアテマラ)

指定（又は選択）官庁 GT	知的財産登録局 (グアテマラ)	概要 GT
国内段階に入るための要件の概要		
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	スペイン語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（これらの要素のいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	要求される	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	認める	
国内手数料	通貨：ケツアル (GTQ) 特許： 出願手数料 ¹ GTQ 2,500 実用新案： 出願手数料 ¹ GTQ 1,000	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

GT	知的財産登録局（グアテマラ）（続き）	GT
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2）	<p>国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名^{2,3}</p> <p>特許の出願及び付与について出願人の資格に関する宣言^{2,3}</p> <p>先の出願の優先権を主張する出願人の資格に関する宣言^{2,3}</p> <p>出願人の名称変更を証明する書類³</p> <p>国際出願の翻訳文2通³</p> <p>出願人がドミニカ共和国に居住していない場合には、代理人の選任</p> <p>代理人を選任する場合には、委任状</p> <p>該当すれば、電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列表</p>	
誰が代理人として行為できるか？	グアテマラで登録されている代理人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	

2 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知を受領した日から3か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。